

# 岐阜県中小企業振興支援資金融資制度要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、県内産業基盤の充実・強化を図るため、県内中小企業者等の事業活動の活性化と経営の安定の促進に必要な資金を供給し、もって中小企業の振興発展に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第2号に定める事業者並びに同項第5号及び第6号に定める法人をいう。
- (2) 組合 次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合及びその連合会並びに企業組合
  - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された協業組合並びに商工組合及びその連合会
  - ウ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街振興組合及びその連合会
  - エ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）に基づき設立された生活衛生同業組合
  - オ その他特別の法律により設立された組合及びその連合会で知事が認めるもの
- (3) 中小企業者等 中小企業者及び組合をいう。
- (4) 小規模企業者 中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者をいう。
- (5) 特定中小企業者 中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかに該当することについてその住所地を管轄する市町村長の認定を受けた中小企業者等をいう。
- (6) 特例中小企業者 中小企業信用保険法第2条第6項に該当することについてその住所地を管轄する市町村長の認定を受けた中小企業者等をいう。
- (7) 新規開業者 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 事業を営んでいない個人であって、中小企業信用保険法第2条第1項第1号に定める特定事業を新たに開始するもの
  - イ 新たに設立された法人であって、中小企業信用保険法第2条第1項第1号に定める特定事業を開始するもの
- (8) 倒産企業 破産、民事再生手続開始、更生手続開始、整理開始、特別清算開始の申立又は不渡手形による銀行取引停止を受けたものであって、倒産関連中小企業の経営に重大な影響を与えると認められるもの
- (9) 倒産関連中小企業者 倒産企業に対し、50万円以上の正常な取引関係に基づく売掛金その他の債権を有するもの又は当該企業との取引額が全取引額の20%以上を占める県内の中小企業者等をいう。
- (10) 取扱金融機関 普通銀行、信用金庫、信用協同組合（以下「信用組合」という。）、岐阜県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）、農業協同組合（以下「農協」という。）及び株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）のうち、原則として県内の本店及び支店で、資金の種類ごとに別表に定める金融機関をいう。
- (11) 保証協会 岐阜県信用保証協会をいう。
- (12) 信用保証 岐阜県信用保証協会が行う債務の保証をいう。

### (資金の種類)

第3条 この要綱に基づく融資（以下「融資」という。）における資金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般資金
  - ア 経営安定資金
  - イ 小規模企業資金
  - ウ 経営者保証非提供資金
- (2) 元気企業育成資金
  - ア 企業活力支援資金
  - イ 創業支援資金
  - ウ 事業承継支援資金
- (3) 特別経済対策資金
  - ア 経済変動対策資金
  - イ 関連倒産防止資金
  - ウ 返済ゆったり資金
  - エ 中小企業再生支援資金
- (4) 災害対策資金
  - ア 災害復旧資金
  - イ 危機関連対応資金

### (融資対象者)

第4条 融資の対象者（以下「融資対象者」という。）は、中小企業信用保険法第2条第1項第1号に定める特定事業を営み、県内に事業所を有し、かつ県内で1年以上継続して事業を営む中小企業者等とする。前条第2号イ（創業者フォローアップ強化保証「羽ばたき」を適用する場合を除く。）及びウに掲げる資金並びに第4号アに掲げる資金で岐阜県中小企業振興支援資金融資制度要領（以下「振興要領」という。）第6条関係【資金別】(10)イ(ア)に定める要件により融資をするものについては、1年以上継続して事業を営むことを要しないものとする。

### (欠格事由)

第5条 前条の規定にかかわらず、暴排措置に係る照会手続等に関する要綱（平成22年3月29日岐阜県総務部長通知）第3条各号に掲げる者は、融資対象者となることができない。

### (融資条件)

第6条 融資の条件（以下「融資条件」という。）は、次の各号に定めるもののほか、別表に定めるところによる。

- (1) 償還方法 取扱金融機関の所定の方法による。
- (2) 信用保証 取扱金融機関が必要と認めたときは信用保証を要するものとする。ただし、第3条第1号イ及びウに掲げる資金に係る融資をする場合、同条第3号に掲げる資金に係る融資をする場合、同条第2号イに掲げる資金で振興要領第6条関係【資金別】(4)ア(ウ)及び(エ)に定める要件により融資をする場合、同条第2号ウに掲げる資金で振興要領第6条関係【資金別】(5)ア(エ)に定める要件により融資をする場合並びに同条第4号イに定める要件により融資をする場合は、全て信用保証を要するものとする。
- (3) 信用保証料 第3条各号に掲げる資金の種類ごとに保証協会が別に定めるところによる。

- (4) 担保 取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。ただし、第3条第1号イ、ウ及び同条第2号イ（創業関連保証、創業者フォローアップ強化保証「羽ばたき」及びスタートアップ創出促進保証を適用する場合に限る。）に掲げる資金は全て無担保とし、同条第2号ア及びイ（創業関連保証、創業者フォローアップ強化保証「羽ばたき」及びスタートアップ創出促進保証を適用する場合を除く。）、同条第3号ア及びイ並びに同条第4号イに掲げる資金は原則、無担保とする。
- (5) 保証人 法人代表者以外の保証人は、徴求してはならない。ただし、次の場合にあっては法人代表者以外を保証人とすることができる。
- ア 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が保証人となる場合
  - イ 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が保証人となる場合
  - ウ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証（融資）のリスク許容額を超える保証（融資）依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合
  - エ 特定経営承継関連保証を適用し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項第1号の規定による認定を受けた中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）が保証人となる場合
- 2 前項第5号の規定にかかわらず、第3条第1号イに掲げる資金のうち中小企業信用保険法に規定する特別小口保険の適用要件に該当する場合、同条第2号イに掲げる資金のうちスタートアップ創出促進保証を適用する場合、同号ウに掲げる資金のうち事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証を適用する場合並びに同条に掲げる資金のうち国の「事業者選択型経営者保証非提供制度」を適用して融資をする場合にあっては、保証人を徴求してはならない。

### （申込手続）

第7条 融資及び信用保証の申込手続は、次に定めるところによる。

(1) 申込窓口

ア 融資の申込窓口は、取扱金融機関とする。ただし、第3条第1号イに掲げる資金で振興要領第6条関係【資金別】(1)ア(イ)に定める要件により融資をする場合については商工会議所又は商工会とし、同条第2号イに掲げる資金については取扱金融機関、商工会議所又は商工会とする。

イ 信用保証の申込窓口は、取扱金融機関とする。ただし、第3条第1号イに掲げる資金で、振興要領第6条関係【資金別】(1)ア(イ)に定める要件により融資をする場合については商工会議所又は商工会とし、第3条第2号イ（スタートアップ創出促進保証を適用する場合に限る。）に掲げる資金については取扱金融機関、商工会議所又は商工会とし、同条第2号イ（スタートアップ創出促進保証を適用する場合を除く。）に掲げる資金については取扱金融機関、保証協会、商工会議所又は商工会とする。

(2) 申込書 取扱金融機関及び保証協会の所定の申込書とする。ただし、次に掲げる資金については、振興要領に定める書類を添付するものとする。

ア 第3条第1号イに掲げる資金

イ 第3条第2号に掲げる資金

ウ 第3条第3号ア、ウ及びエに掲げる資金

エ 第3条第4号に掲げる資金

オ 第3条に掲げる資金で国の「事業者選択型経営者保証非提供制度」の対象となる保証を適用して融資をするもの

(3) 申込取扱期間 年間を通じて行う（取扱金融機関、商工会議所、商工会及び岐阜県商工

会連合会の休業日（この号において「休業日」という。）を除く。）を除外する。ただし、次に掲げる資金にあっては、それぞれ当該ア及びイに定める期間（休業日を除く。）とする。

ア 第3条第3号イに掲げる資金 倒産企業が倒産した日から起算して1年を経過する日まで

イ 第3条第4号アに掲げる資金 当該資金に係る災害が発生した日から起算して6月を経過する日まで（ただし、知事が必要と認めた場合は延長することができる。）

#### **（融資条件の規制）**

第8条 取扱金融機関は、融資について、歩積・両建の条件を付してはならない。

2 取扱金融機関は、振興要領に定める資金を除き、借換えのための融資をしてはならない。

#### **（原資の預託）**

第9条 知事は、予算の範囲内において融資に要する原資の一部を取扱金融機関に預託するものとする。

2 取扱金融機関は、前項の預託金に自己資金を加え、融資を行うものとする。

#### **（預託金の返還）**

第10条 知事は、取扱金融機関がこの要綱の規定に違反したときは、預託金の全部又は一部を取扱金融機関に返還させることができる。

2 知事は、この要綱に基づく資金の利用について、この要綱の規定に違反する事項があると認めるときは、関係機関と協議して当該資金の全部又は一部を返還させることができる。

#### **（利子補給）**

第11条 知事は、別に定めるところにより取扱金融機関に利子補給をすることができる。

#### **（保証料補助）**

第12条 知事は、保証協会が融資の保証を行ったときは、別に定めるところにより保証協会に保証料を補助することができる。

#### **（調査）**

第13条 知事は、融資について必要と認めるときは、取扱金融機関又は保証協会から報告を求め、又は調査を行うことができる。

#### **（報告）**

第14条 取扱金融機関及び保証協会は、毎月の融資状況又は保証状況について、振興要領に定めるところにより知事に報告しなければならない。

#### **（期中管理）**

第15条 取扱金融機関は、特定中小企業者（中小企業信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係る事由に限る。）若しくは第5号に該当することについてその住所を管轄する市町村長の認定を受けた中小企業者等に限る。）又は特例中小企業者（以下この条において「特定中小企業者等」という。）で保証協会が当該特定中小企業者等に係る融資に対して信用保証を行ったものについて、当該融資を実行した日から当初に設定した償還期限まで（償還期限が5年を超える場合にあっては、5年）の間、振興要領に定めるところによりモニタリングを行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は振興要領に定めるものとする。

2 この要綱に定めるほか必要な事項は、県、保証協会及び取扱金融機関が協議して定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 岐阜県中小企業振興支援資金融資制度要綱（平成14年4月1日制定）、岐阜県政策誘導型資金融資制度要綱（平成14年4月1日制定）及び岐阜県経済変動緊急対策特別資金融資制度要綱（平成13年10月18日制定）は廃止する。
- 3 この要綱施行の際、現に廃止前の岐阜県中小企業振興支援資金融資制度要綱、岐阜県政策誘導型資金融資制度要綱及び岐阜県経済変動緊急対策特別資金融資制度要綱の規定による資金の融資を受けている者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月15日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。なお、当該要綱の廃止の際、現に廃止前の当該要綱により適用を受けているものについては、なお従前の例による。
  - 一 岐阜県同和地区小規模事業資金利子補給金交付要綱（昭和49年3月25日制定）
  - 二 無担保保証等にかかる損失補償要綱（昭和51年4月1日制定）
  - 三 岐阜県CLO（中部CLO）融資制度要綱（平成16年4月1日制定）

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月12日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 岐阜県経済変動対策資金緊急利子補給金交付要綱（平成20年12月18日制定）は、廃

止する。なお、当該要綱の廃止の際、現に廃止前の当該要綱により適用を受けているものについては、なお従前の例による。

- 3 岐阜県中小企業振興支援資金融資制度緊急保証料補助金交付要綱（平成20年12月18日制定）は、廃止する。なお、当該要綱の廃止の際、現に廃止前の当該要綱により適用を受けているものについては、岐阜県中小企業振興支援資金融資制度保証料補助金交付要綱（平成16年4月1日制定）による。

附 則

この要綱は、平成21年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月17日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 岐阜県中小企業振興支援資金融資制度経済危機対策分保証料補助金交付要綱（平成21年7月9日制定）及び岐阜県中小企業振興支援資金融資制度経済変動対策資金保証料補助金交付要綱（平成21年12月17日制定）は、廃止する。なお、当該要綱の廃止の際、現に廃止前の当該要綱により適用を受けているものについては、岐阜県中小企業振興支援資金融資制度保証料補助金交付要綱（平成16年4月1日制定）による。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月15日から施行する。ただし、施行日前において、改正前の岐阜県子育て支援企業登録制度実施要領（以下「改正前要領」という。）第5条第1項により登録された「岐阜県子育て支援企業」については「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」と、改正前要領第9条第1項により認定された「岐阜県子育て支援エクセレント企業」については「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」と読み替え、本要綱を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月30日から施行する。
- 2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年5月11日法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）に基づく企業立地計画又は事業高度化計画の承認を受けた者に係る改正前の岐阜県中小企業振興支援資金融資制度要綱の規定は、この要綱の実施後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月10日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年2月7日から施行する。

2 第15条のうち特例中小企業者に対するモニタリングに係る部分については、既保証分を含め、令和5年度上半期モニタリングの報告分から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表-1

資 金 名	資 金 使 途	融資対象者	融 資 限 度 額	償 還 期 間 (据 置 期 間)	融 資 利 率 ( 信 用 保 証 付 )	取 扱 金 融 機 関
(1) 一般資金						
ア 経営安定資金	経営安定に必要な長期事業資金 (運転・設備)	中小企業者 組合	運転資金 4,000万円 設備資金 6,000万円 (運転資金と併せて)	運転資金 7年以内 設備資金10年以内 (運転・設備ともに1年以内)	年2.8% (年2.6%)	普通銀行、信用金庫、 信用組合、県信連、 農協、商工中金
イ 小規模企業資金	小規模企業者の経営安定に必要な事業資金〔国の「小口零細企業保証制度」に対応する資金〕 (運転・設備)	小規模企業者 ※ 組合	運転・設備 2,000万円 併せて 信用保証協会の保証付の融資残高が合計2,000万円以内となる新規融資額	運転資金 7年以内 設備資金10年以内 (運転・設備ともに1年以内)	(年1.6%)	普通銀行、信用金庫、 信用組合、県信連、 農協、商工中金
ウ 経営者保証非提供資金	一般的な事業資金	中小企業者 (法人に限る) 組合	運転・設備 8,000万円 併せて	運転資金10年以内 設備資金10年以内 (運転・設備ともに1年以内)	(年1.8%)	普通銀行、信用金庫、 信用組合、県信連、 農協、商工中金

※NPO法人は対象としない(ただし、医業を主たる事業とするNPO法人については、この限りでない)

別表-2

資金名	資金使途	融資対象者	融資限度額	償還期間 (据置期間)	融資利率 (信用保証付)	取扱金融機関
(2) 元気企業育成資金						
ア 企業活力支援資金	新たな事業等に取り組むために必要な事業資金 (運転・設備)	中小企業者 組合	運転資金 4,000万円 設備資金 10,000万円 (運転資金と併せて)	運転資金 7年以内 設備資金 15年以内 (運転・設備ともに1年以内)	償還期間が10年以内の場合 年1.6% (年1.6%) 償還期間が10年を超える場合 年2.0% (年2.0%)	普通銀行、信用金庫、 信用組合、県信連、 農協、商工中金
イ 創業支援資金	新規開業等を図るために必要な事業資金(運転・設備)	中小企業者 組合	運転資金 4,000万円 設備資金 10,000万円 (運転資金と併せて)	運転資金 7年以内 設備資金 15年以内 (運転・設備ともに1年以内)	償還期間が10年以内の場合 年2.0% (年2.0%) 償還期間が10年を超える場合 年2.4% (年2.4%)	普通銀行、信用金庫、 信用組合、県信連、 農協、商工中金
	創業者フォローアップ強化保証「羽ばたき」を利用する者の事業に必要な資金(運転・設備)		運転・設備 2,000万円 併せて 信用保証協会の保証付の融資残高 が合計2,000万円以内となる新規融 資額	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 (運転・設備ともに1年以内)		
	スタートアップ創出促進保証を利用する者の事業に必要な資金(運転・設備)		運転・設備 3,500万円 併せて	運転・設備ともに10年以内 (運転・設備ともに1年以内) ※		
	ぎふプライムスタートアップの認定を受けた者の事業に必要な資金(運転・設備)		運転資金 8,000万円 設備資金 20,000万円 (運転資金と併せて)	運転資金 7年以内 設備資金 15年以内 (運転・設備ともに2年以内)		
ウ 事業承継支援資金	事業承継を行う事業者の事業資金 (運転・設備)	中小企業者 組合	運転・設備 28,000万円 併せて	運転資金 7年以内 設備資金 15年以内 (運転・設備ともに1年以内)	償還期間が10年以内の場合 年2.0% (年2.0%) 償還期間が10年を超える場合 年2.4% (年2.4%)	普通銀行、信用金庫、 信用組合、県信連、農 協、商工中金
	事業承継特別保証及び経営承継借換 関連保証を利用する事業者の事業資 金(運転・設備)			運転・設備ともに10年以内 (1年以内)		

※当該融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込時においてプロパー融資の残高がある場合については、据置期間を運転・設備ともに3年以内とする。

別表－3

資金名	資金用途	融資対象者	融資限度額	償還期間 (据置期間)	融資利率 (信用保証付)	取扱金融機関
(3) 特別経済対策資金						
ア 経済変動対策資金	経済環境の変化による業況悪化に対応して、経営安定を図るために必要な事業資金(運転・設備)	中小企業者組合	運転・設備 10,000万円併せて	運転資金10年以内 ※1 設備資金10年以内 (運転・設備ともに2年以内)	(年2.2%)	普通銀行、信用金庫、信用組合、県信連、農協、商工中金
イ 関連倒産防止資金	倒産関連中小企業者等の経営安定に必要な事業資金(運転)	中小企業者組合	運転資金 4,000万円	運転資金 7年以内 (1年以内)	(年1.8%)	普通銀行、信用金庫、信用組合、県信連、農協、商工中金
ウ 返済ゆったり資金 (借換資金)	旧債務を借り換えることにより、経営の安定や改善を図るための事業資金(運転・設備)	中小企業者組合	運転・設備 8,000万円併せて	運転資金10年以内 ※2 (2年以内)	金融機関所定利率 (上限利率：県制度融資の旧債務の借換(償還期間が7年以内の場合年2.8%、償還期間が7年を超える場合年3.0%) 県制度融資以外の旧債務を含む借換(償還期間が7年以内の場合年3.8%、償還期間が7年を超える場合年4.0%)	普通銀行、信用金庫、信用組合、県信連、農協、商工中金
				設備資金 10年以内 ※2 (2年以内)	金融機関所定利率 (上限利率：県制度融資の旧債務の借換(年2.8%) 県制度融資以外の旧債務を含む借換(年3.8%))	
エ 中小企業再生支援資金	事業再生を行うために必要な資金(運転・設備)	中小企業者組合	運転・設備 8,000万円併せて	運転資金 7年以内 設備資金10年以内 (運転・設備ともに1年以内)	金融機関所定利率 (上限利率：年5.0%)	普通銀行、信用金庫、信用組合、県信連、農協、商工中金

※1 通常は運転資金7年以内、据置期間1年以内。令和9年3月31日まで運転資金10年以内、据置期間2年以内に延長。

※2 通常は据置期間1年以内。令和9年3月31日まで据置期間2年に延長。

別表－４

資 金 名	資 金 使 途	融資対象者	融 資 限 度 額	償 還 期 間 (据置期間)	融 資 利 率 (信用保証付)	取 扱 金 融 機 関
(4) 災害対策資金						
ア 災害復旧資金	地震・豪雨等の災害により被害を受けた中小企業者及び組合の事業復旧のために必要な事業資金 (運転・設備)	中小企業者 組合	運転・設備 8,000万円 併せて	別に定める	別に定める	普通銀行、信用金庫、 信用組合、県信連、 農協、商工中金
イ 危機関連対応資金	大規模な経済危機、自然災害等の事態により、中小企業者及び組合が必要とする資金 (運転・設備)	中小企業者 組合	運転・設備 10,000万円 併せて	運転資金 7年以内 設備資金10年以内 (運転・設備ともに1年以内)	(年1.8%)	普通銀行、信用金庫、 信用組合、県信連、 農協、商工中金 ※

※中小企業信用保険法第2条第6項の規定により経済産業大臣が認める場合における同項の事象と同一の事象に対応するため、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第11条第2項の規定による認定が行われたと経済産業大臣が認める場合において、その後に中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けたものとの関係では、商工中金を除く。